



# 山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外(28)

## 目 次

### 規 則

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)... 1

### 訓 令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令.....( 同 )... 2

## 規 則

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県規則第42号

#### 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則(昭和41年3月県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「文化環境部」を「総務部危機管理室」に改め、同条第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号中「県民生活女性課」を「文化振興課」に改め、同号を同条第12号とし、第14号を第13号とし、同条に次の3号を加える。

- (14) 総務部危機管理室食品安全対策課において処理する農薬の販売者又は農薬使用者に対する立入検査及び指導に関する事務
- (15) 総務部危機管理室食品安全対策課において処理する残留農薬分析検査及び分析に係る技術開発に関する事務
- (16) 健康福祉部障害福祉課において処理する視覚障害者に対する情報提供に関する事務

別表第11項を削り、同表第12項中「第2条第12号」を「第2条第11号」に改め、同項を同表第11項とし、同表第13項中「第2条第13号」を「第2条第12号」に改め、同項を同表第12項とし、同表第14項中「第2条第14号」を「第2条第13号」に改め、同項を同表第13項とし、同表に次の3項を加える。

#### 14 第2条第14号の事務

| 地 域 の 区 分 | 駐 在 場 所           |
|-----------|-------------------|
| 県内全域      | 山形市みのりヶ丘6060番地の27 |

#### 15 第2条第15号の事務

| 地 域 の 区 分 | 駐 在 場 所           |
|-----------|-------------------|
| 県内全域      | 山形市みのりヶ丘6060番地の27 |

#### 16 第2条第16号の事務

| 地 域 の 区 分 | 駐 在 場 所       |
|-----------|---------------|
| 県内全域      | 山形市十日町一丁目6番6号 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第6号

庁 中  
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程(昭和56年4月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

|             |      |  |
|-------------|------|--|
| 山形県総合政策審議会  | 常任幹事 | 各部長<br>健康福祉部病院局長<br>各総合支庁長   |
|             | 幹事   | 総務部人事課長<br>総務部総合政策室政策企画課長<br>文化環境部文化振興課長<br>健康福祉部医務福祉課長<br>商工労働観光部産業政策課長<br>農林水産部農政企画課長<br>土木部管理課長<br>各総合支庁総務企画部企画振興課長                 |
| 山形県交通安全対策会議 | 委員   | 副知事<br>総務部長<br>文化環境部長<br>健康福祉部長<br>農林水産部長<br>土木部長  |
|             | 幹事   | 総務部総務課広報室長<br>総務部市町村課長<br>文化環境部の学事振興課長、県民生活女性課の課長及び交通安全主幹並びに消防防災課長<br>健康福祉部の医務福祉課長、児童家庭課長及び障害福祉課長<br>農林水産部農村計画課長<br>土木部の都市計画課長及び交通基盤課長 |
| 山形県青少年問題協議会 | 委員   | 文化環境部長   |

を

|                  |     |   |
|------------------|-----|---|
| 山形県防災会議          | 委員  | 副知事<br>出納長<br>各部長   |
|                  | 幹事  | 各部の主幹課長<br>文化環境部消防防災課長<br>土木部河川課長   |
| 山形県石油コンビナート等防災本部 | 本部長 | 副知事<br>総務部長<br>文化環境部長<br>健康福祉部長<br>商工労働観光部長<br>土木部長<br>庄内総合支庁長  |
|                  | 幹事  | 総務部人事課長<br>文化環境部消防防災課長<br>健康福祉部医務福祉課長<br>商工労働観光部の産業政策課長及び工業振興課長<br>土木部の管理課長及び交通基盤課長<br>庄内総合支庁の総務企画部長及び建設部港湾事務所長 |

|             |    |   |
|-------------|----|---|
| 山形県交通安全対策会議 | 委員 | 副知事<br>総務部長<br>危機管理監<br>文化環境部長<br>健康福祉部長<br>農林水産部長<br>土木部長  |
|             | 幹事 | 総務部総務課広報室長<br>総務部市町村課長<br>総務部危機管理室の生活安全調整課の課長及び交通安全主幹並びに消防防災課長<br>文化環境部学事振興課長<br>健康福祉部の健康福祉企画課長、児童家庭課長及び障害福祉課長<br>農林水産部農村計画課長<br>土木部の都市計画課長及び交通基盤課長 |

|         |    |  |
|---------|----|--|
| 山形県防災会議 | 委員 | 副知事<br>出納長<br>各部長<br>危機管理監             |
|         | 幹事 | 各部の主幹課長<br>総務部危機管理室消防防災課長<br>土木部河川砂防課長 |

|                  |     |  |
|------------------|-----|--|
| 山形県石油コンビナート等防災本部 | 本部長 | 副知事<br>総務部長<br>危機管理監<br>文化環境部長<br>健康福祉部長 |
|------------------|-----|--|

に改め、同表山形県地下水

|             |    |  |
|-------------|----|--|
|             |    | 商工労働観光部長<br>土木部長<br>庄内総合支庁長  |
|             | 幹事 | 総務部人事課長<br>総務部危機管理室消防防災課長<br>健康福祉部健康福祉企画課長<br>商工労働観光部の産業政策課長及び工業振興課長<br>土木部の管理課長及び交通基盤課長<br>庄内総合支庁の総務企画部長及び建設部港湾事務所長                         |
| 山形県総合政策審議会  | 常任 | 各部長  |
|             | 幹事 | 危機管理監<br>各総合支庁長  |
|             | 幹事 | 総務部人事課長<br>総務部危機管理室生活安全調整課長<br>総務部総合政策室政策企画課長<br>文化環境部文化振興課長<br>健康福祉部健康福祉企画課長<br>商工労働観光部産業政策課長<br>農林水産部農政企画課長<br>土木部管理課長<br>各総合支庁総務企画部企画振興課長 |
| 山形県青少年問題協議会 | 委員 | 文化環境部長   |

審議会の項中

文化環境部の文化振興課長及び環境保護課長  
健康福祉部保健業務課生活衛生室長  
商工労働観光部工業振興課長  
農林水産部農村計画課長  
土木部河川課長

を

総務部危機管理室食品安全対策課長  
文化環境部の文化振興課長及び環境保護課長  
商工労働観光部工業振興課長  
農林水産部農村計画課長  
土木部河川砂防課長

に改め、同表山形県准看護師試験委員の項中「中央病院

長」を削り、同表山形県農業共済保険審査会の項中「文化環境部長」を「危機管理監」に、「主事」を「主査」に改め、同表山形県都市計画審議会の項中「環境政策推進室長」を「環境整備課長」に、「及び建築住宅課営繕室長」を「河川砂防課砂防室長及び建築住宅課営繕室長」に改め、同表山形県水防協議会の項中「文化環境部長」を「危機管理監」に、「文化環境部」を「総務部危機管理室」に、「河川課長及び砂防課長」を「河川砂防課長及び河川砂防課砂防室長」に、「河川課」を「河川砂防課」に改める。

別表第2中環境保全センターの項を削り、同表庄内児童相談所の項中

|       |          |
|-------|----------|
| 栄 養 士 | 鶴岡乳児院栄養士 |
| 調 理 師 | 鶴岡乳児院調理師 |

を

|           |            |
|-----------|------------|
| 栄 養 士     | 鶴岡乳児院栄養士   |
| 主 任 調 理 師 | 鶴岡乳児院主任調理師 |
| 調 理 師     | 鶴岡乳児院調理師   |

に改め、同表知的障害者更生相

談所の項中

|                |                |   |
|----------------|----------------|---|
| 庄内支所相談<br>定専門員 | 庄内児童相談所相談判定専門員 | を |
|----------------|----------------|---|

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 庄内支所相談<br>定専門員   | 庄内児童相談所相談判定専門員 |
| 庄内支所知的障<br>害者福祉司 | 庄内児童相談所相談判定専門員 |

に改め、同表中央病院の項、成

人病センターの項及び救命救急センターの項を削り、同表中

|       |       |                                    |   |
|-------|-------|------------------------------------|---|
| 物 産 館 | 館 長   | 商工労働観光部長                           | を |
|       | 副 館 長 | 商工労働観光部商業振興課長                      |   |
|       | 主 事   | 商工労働観光部商業振興課物産振興主査、物産振興係長及び物産振興係主事 |   |

|                  |       |  |                |
|------------------|-------|--|----------------|
| 高度技術研究開発<br>センター | 副 所 長 | 工業技術センター副所長（事務吏員に限る。）                    | に改め、同表農業研究研修セン |
|                  | 総務主査  | 工業技術センター総務主査                             |                |
|                  | 庶務係長  | 工業技術センター庶務係長                             |                |
|                  | 主 事   | 工事技術センター主事                               |                |
| 物 産 館            | 館 長   | 商工労働観光部長                                 |                |
|                  | 副 館 長 | 商工労働観光部観光振興課長                            |                |
|                  | 主 事   | 商工労働観光部観光振興課課長補佐（物産振興担当）、物産振興主査及び物産振興係主査 |                |

ターの項中

|             |           |   |
|-------------|-----------|---|
| 指導主幹        | 農業大学校教務主幹 | を |
| 教育研修<br>専門員 | 農業大学校教授   |   |

|             |         |       |
|-------------|---------|-------|
| 教育研修<br>専門員 | 農業大学校教授 | に改める。 |
|-------------|---------|-------|

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成15年4月1日印刷  
平成15年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056